

# 安全報告書

(平成 21 年度)

本安全報告書は航空法第 111 条の 6 の規定に基づき作成されたものです

セントラルヘリコプターサービス株式会社

(公表:平成 22 年 6 月 11 日)

## I 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

会社は法令を遵守し、安全の維持を組織の最優先事項にする。

安全は事業運営の基本であり社会的使命である。安全に関する全ての情報を社員全員で共有し、全ての社員が安全に関する活動に参加することによって、お客様と社員の安全を確保します。

航空法等の法令、運航規程、整備規程等を遵守して日々の業務を行います。

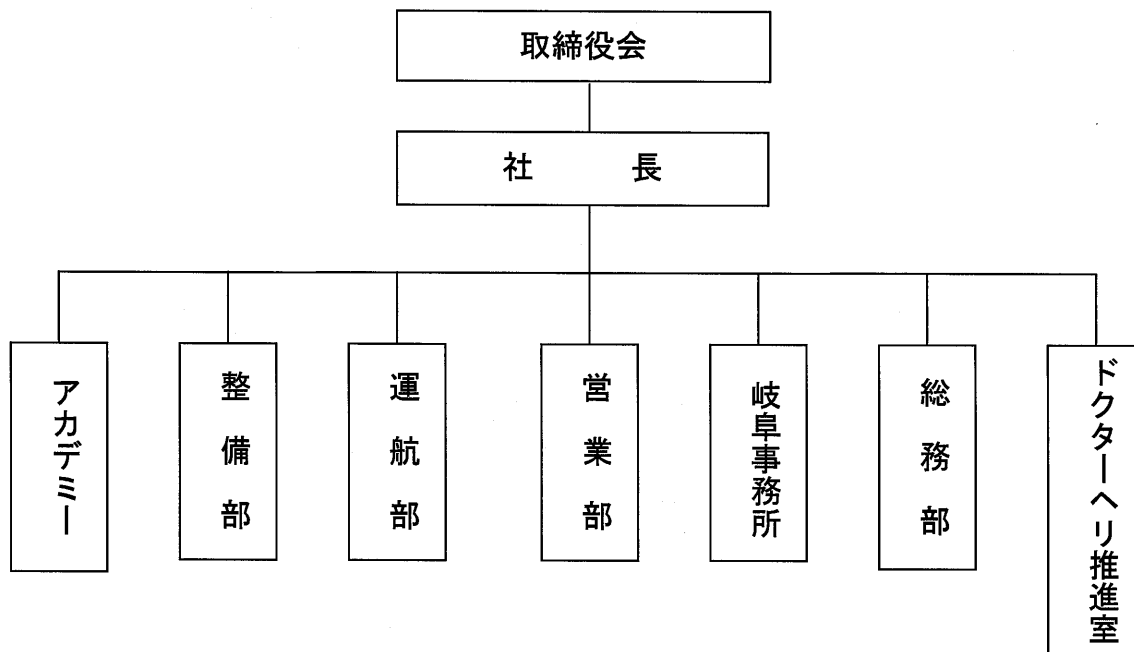
## II 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

平成 20 年度に安全管理に関わる規程を策定し、運航に係る安全についての会社方針を規定、運航の安全に係る業務は、平成 21 年度初頭から「安全管理規程」に基づいて実施しています。

### 1 組織および人員

#### 1-1 会社全体および安全確保に関する組織

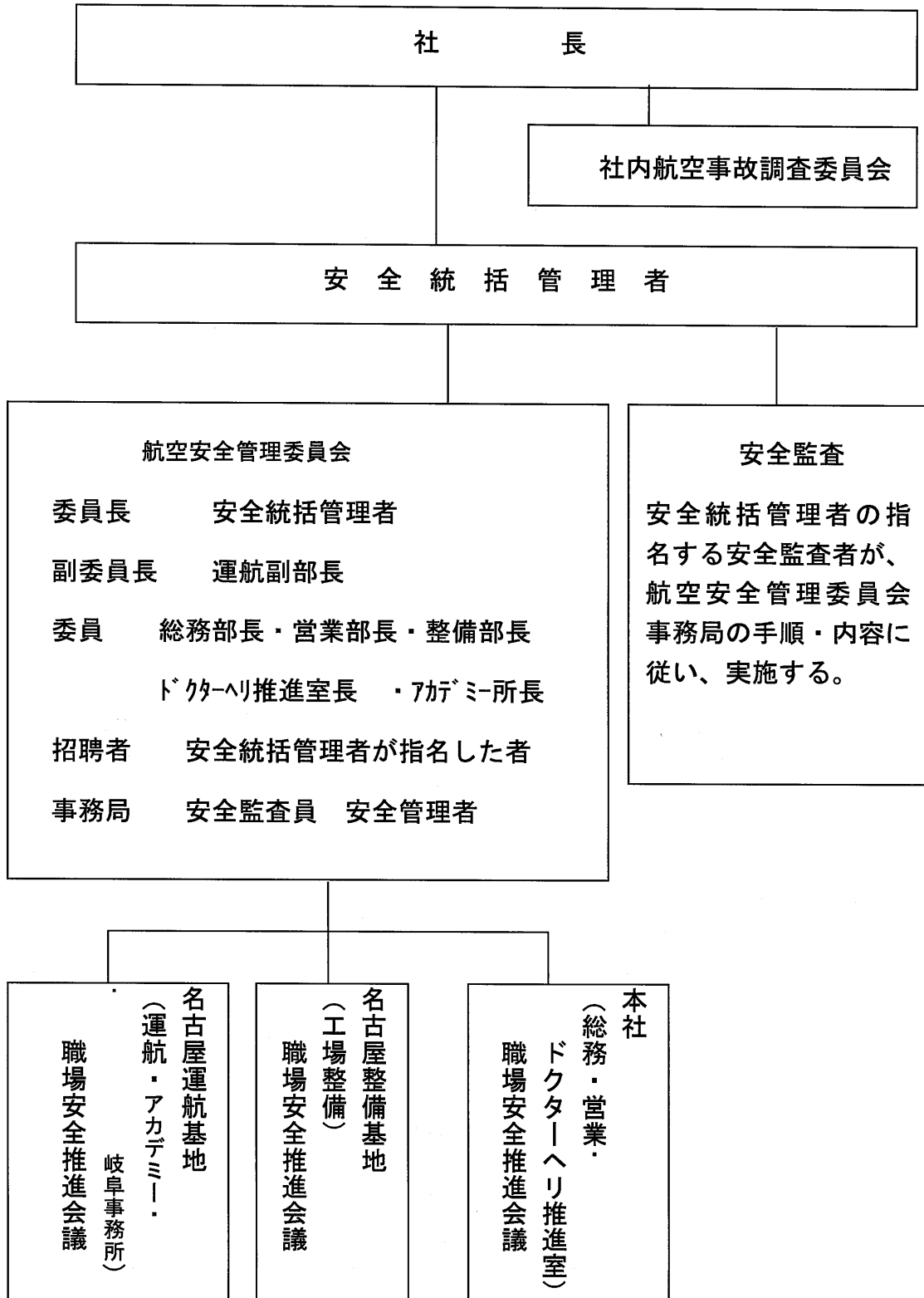
会社組織概要図



1-2 安全確保に関する各組織の機能と役割および人員数

経営トップ自らが、直接責任を持ち、運航部門と直接結び付いて安全運航を推進します。

安全管理体制図



安全統括管理者は、安全管理規程にもとづき会社内の安全管理の取組みを統括的に管理する責任者です。

航空安全管理委員会は、社長直属とし航空安全体制をなお一層強化向上させるため、安全上必要と認められる諸施策を推進し、航空事故を防止することを目的とします。航空安全管理委員会は、原則として毎月1回開催します。

航空安全管理委員会の任務は

- (1) 航空の安全確保および航空事故再発防止のための諸施策をとりまとめ、会社としての方針決定に資する。
- (2) 航空の安全確保および航空事故の再発防止に資するための内外の情報および資料を収集し、社内に配布してその意義の周知徹底を図る。
- (3) 航空の安全確保のための諸施策の実施状況を点検し、必要に応じて是正勧告をする。
- (4) 航空の安全推進活動を指導し、安全意識の高揚を図る。
- (5) 社外航空安全シンポジウム等に参加する。

安全監査員は、訓練・審査の計画・監理、規程・規則等の監理を行うとともに、航空安全管理に関する報告および提言を行います。

安全管理者は、航空安全管理委員会規程にもとづいて各部署に置き社内の安全活動の指導ならびに安全意識の高揚を推進します。また、安全管理者を補佐するため安全委員を各部署に置きます。

航空機の運航、整備・修理等の安全管理は、社長および役員の指揮のもと、各部の部長以下のラインにより管理されます。

#### 1-3 航空機乗組員および整備従事者の数

航空機乗組員	整備従事者
15名	46名

#### 1-4 運航管理担当者の数および有資格整備士の数

運航管理担当者	有資格整備士
12名	34名

## 2 日常運航の支援体制

### 2-1 航空機乗組員、整備従事者および運航管理担当者の定期訓練および審査

航空局で定めた「運航規程審査要領」(空航第 78 号)および「整備規程審査要領」(空機第 73 号)に基づき認可を受けた運航規程および整備規程に従い訓練および審査を行っています。

### 2-2 日常運航における問題点の把握と共有および現場へのフィードバック体制

運航状況報告処置手順を定め、運航上の問題点把握と共有、現場へのフィードバックを実施しています。

### 2-3 安全に関する社内啓蒙活動

- ・安全パトロールの実施
- ・航空安全情報の発行
- ・緊急事態模擬訓練の実施
- ・各種安全セミナー等への参加

## 3 使用航空機

機 種	機数	座席数	年度平均 飛行時間	年度平均 飛行回数	導入時期	平均 機齡
川崎式 BK117B-1 型	2	10	155	650	平成 2 年 初号機導入	19 年
川崎式 BK117C-1 型	2	10	140	730	平成 11 年 初号機導入	20 年
川崎式 BK117C-2 型	2	10	120	530	平成 14 年 初号機導入	4 年

### Ⅲ 法第 111 条の4の規定に基づく報告に関する事項

- 1 法第 111 条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(事故、重大インシデントおよびその他の安全上のトラブル)の発生状況

(1) 事故、重大インシデント : 0 件

(2) その他の安全上のトラブル : 0 件

事 象	発生件数	処 置
該当なし	0 件	該当なし

### Ⅳ 輸送の安全を確保するために講じた措置および講じようとする措置に関する事項

- 1 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分または行政指導  
ありません。

- 2 安全性向上のために講じた措置または講じようとするその他の措置

「安全運航の徹底」を重点施策として安全性向上のための活動を推進し、また、航空安全監査(自主点検)を実施し安全管理の実施状況を確認しました。

- 3 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、  
平成 21 年度における輸送の安全の状況

「安全運航の徹底」を重点施策に輸送の安全に取り組み、航空事故、重大インシデントの発生は無く、その他の安全上のトラブル発生時には規定に従って適切に対処しました。

社内規定に基づく航空安全監査および航空局指示に基づく安全総点検において不安全事項はありませんでした。

#### 4 平成 22 年度安全目標

- ・「安全運航の徹底」が重点施策の第一です。
- ・平成 22 年度も無事故記録を更新します。
- ・危険(不安全)ゼロを目指します。

#### 5 安全に関する具体的な取組み

「安全運航の徹底」において、「基本の確行」・「安全風土の定着」をキーワードに以下に取り組めます。

- ・安全活動の確実な推進
- ・コンプライアンスの徹底
- ・安全管理体制の強化
- ・コミュニケーションの活性化
- ・5S(整理、整頓、清潔、清掃、躰)の徹底